

魚津市空家等対策計画

改訂版

平成28年4月

魚 津 市

目 次

第1章 計画の趣旨

1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の対象地区	1
4. 計画の期間	2
5. 用語の説明	2

第2章 基本的な方針

1. 管理の原則	3
2. 適正管理に向けた対策	3
3. 予防の推進・活用の促進	3

第3章 空家等の現状と課題

1. 空家等の現状(住宅・土地統計調査、市空家実態調査)	4
2. 空家等の要因・背景	6
3. 問題点及び課題	8

第4章 空家等の具体的な対策

1. 空家等の適正管理	9
特定空家等の認定及び対処(フロー図)	10
2. 空家等の発生の予防・利活用の推進、跡地利用の取り組み	13

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進に関する組織体制(運用フロー図)	16
2. 所有者等・市民・市の役割	17
3. 市民等からの情報提供への対応	17
4. 関係各課の連携	18
5. 計画の進捗管理と評価	19

資料編

1. 魚津市空家等対策の推進に関する条例の概要図	20
2. 魚津市空家等対策の推進に関する条例	22
3. 特定空家等の認定基準要領	29
4. 空家等確認シート(様式第1号)	30
5. 特定空家等と認定する判断基準(別表1)	31
6. 危険度(迷惑度)の判断基準(別表2)	34
7. 魚津市住宅関連支援制度(平成28年度～)	35

第1章 計画の趣旨

1. 計画の位置づけ

近年、空家等の問題が全国的に深刻となっている中、国は平成 26 年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」を公布、平成 27 年 5 月に全面施行し、空家等対策を本格的にはじめたところです。

また、魚津市においても、魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的として、平成 27 年 9 月に「魚津市空家等対策の推進に関する条例（以下、「条例」という。）」を制定しました。

条例第 7 条において「空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画を定める」と規定しています。本計画は、これに基づいて定めるものです。

2. 計画の目的

空家等となる要因や空家等により発生する問題等は多岐にわたり、その解決にはさまざまな手法や幅広い対応が必要であると考えられます。しかしながら、所有者等で対応できない事案や公益上多くの人に影響を及ぼす事案などが出てくることが想定されることから、本計画では市が取り組む空家等対策の範囲や責務を明確にした中長期的な方針を示すこととします。

また、空家等対策は、さまざまな手法や幅広い対応が必要と考えられることから、第 4 次魚津市総合計画の基本理念である『ふるさとを活かし、誰もが主役のまちづくり』のもと、市民と行政との協力や役割分担による協働と連携の方策をとりながら対応していきたいと考えています。

3. 計画の対象地区

本計画の対象地区は「魚津市内全域」とします。

ただし、空家等が多く、地域コミュニティの維持や地域での暮らしに支障が出るような密集市街地などについては、重点的に、適正管理及び利活用の促進に取り組むこととします。

4. 計画の期間

空家等対策は、あくまでも個人財産である空家等への対応とともに、空家等が存在する地域コミュニティへの対応も踏まえて取り組んでいくため、一定の期間を要します。

また、空家の増減の把握は、中長期的な期間で調査していくことが必要であることから、本計画の期間は「平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間」とします。以後、5年ごとの見直しをすることとします。

ただし、各種施策の実施や社会情勢の変化等により、必要がある場合は、審議会の意見を聴いた上で、適宜見直しをすることとします。

5. 用語の説明

・空家等

市の区域内に存する建築物又はこれに付属する構築物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいいます。ただし、国又は地方公共団体が使用所有し、又は管理するものを除きます。【条例第2条第1項】

・特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。【条例第2条第2項】

・所有者等

空家等の所有者または管理者。（登記簿上の所有者が死亡している場合、相続人が所有者となります。）【条例第4条】

第2章 基本的な方針

次の3点を基本的な方針として、空家等対策に取り組むこととします。

1. 管理の原則

空家等は、本来、憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有権に基づき、所有者等が適正に管理することが原則であり、その権利と責任も保障されています。

同様に、隣家が空家等を原因とし危険や被害にあった場合の民事案件についても、双方の財産権・所有権に基づいて解決を図ることが原則です。

2. 適正管理に向けた対策

魚津市は、法の趣旨を尊重した上で、条例に基づき、市民と地域の安全安心の確保と生活環境の保全を図るため、市民や関係機関の協力を得ながら、管理不全な空家等について、所有者等に適正な管理を促していくものです。

3. 予防の推進・利活用の促進

空家等が今後も増加すると想定されるなか、空家等を増やさない《予防の推進》に加え、空家等を地域の資源ととらえた《利活用の促進》を行うことにより、地域コミュニティの維持や市全体の活力の維持・向上を目指して総合的に対策を推進します。

第3章 空家等の現状と課題

1. 空家等の現状

(1) 空家数の推移(住宅・土地統計調査)

国が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査」では、富山県内及び魚津市内の空家数は以下のように推移しています。

【富山県】

(単位:棟)

実施年	住宅総数	空家数			
		総数	その他住宅	賃貸用住宅	別荘等
平成 25 年	439,000	56,200	30,800	22,000	3,400
平成 20 年	424,300	52,200	23,300	24,900	4,000
平成 15 年	407,700	47,300	21,400	21,200	4,700

【魚津市】

(単位:棟)

実施年	住宅総数	空家数			
		総数	その他住宅	賃貸用住宅	別荘等
平成 25 年	19,170	2,560	1,400	1,080	80
平成 20 年	17,800	2,470	1,240	1,150	80
平成 15 年	16,970	1,940	1,000	810	140

※調査方法：特定の地域の調査結果をもとに県及び市全体を推計

※内訳と総数が一致しないものがあります。

※住宅総数について、アパートの場合は1棟における入居可能世帯数となっています。

(2) 空家等の状況(市空家実態調査)

平成26年度に各地区区長に依頼して市内全域(228 行政区)を対象に実施した魚津市空家実態調査では、市内の空家数は1,028棟、そのうち特に町内で困っていると報告を受けたものは68棟でした。

68棟について市で調査を行ったところ、特定空家等であると疑われるものは10棟でした。

地区	行政区	調査対象	世帯数	空き家数 (棟)	実施調査結果				
					(ア) 倒壊寸前等 建物が危険	(イ) 庭木等の 管理が悪い	(ウ) 屋根雪等の 始末が悪い	(エ) その他	特に町内 が困ってい る
大町	35	35	1,183	172	7	10	16	0	10
村木	23	23	1,250	163	13	10	23	1	16
下中島	16	16	1,110	49	3	7	8	0	3
上中島	12	12	472	26	1	4	2	0	1
松倉	13	13	399	25	1	1	2	0	1
上野方	10	8	802	32	0	6	0	0	3
本江	36	31	2,853	193	11	21	24	0	17
片貝	12	12	407	40	2	2	4	0	0
加積	25	22	2,376	75	6	17	10	0	4
道下	23	18	2,208	53	4	8	3	0	3
経田	22	21	1,816	136	8	12	12	0	6
天神	8	6	772	33	3	4	4	0	4
西布施	11	11	440	31	4	0	3	0	0
合計	246	228	16,088	1,028	63	102	111	1	68

※この空家調査は、戸建住宅のみを対象に実施したため、建物が戸建ではない市営住宅や雇用促進住宅及び民間会社の社宅等の18行政区は、調査から除いています。

※この調査での空家の定義は、次の①～④をすべて満たすものとしています。

①水道や電気などが整備されており、人が居住できる家屋 ②一戸建ての家屋

③民間人が所有する家屋 ④常時無人である家屋

特に、④については、定期的に見回り等がされている空家であってもこの調査では、無人の扱いとしています。

2. 空家等の要因・背景

空家等が発生し、常態が長期化する要因は様々であり、その問題点も1つに特定することはできないと考えられます。

これまで寄せられた相談、所有者等への調査結果及び魚津市空家等対策審議会での意見等を参考に、以下のものが考えられます。

(1)所有者等

○高齢化、単身世帯化が進んでいる

- ・高齢の居住者が死亡したことが原因となって空家等となるケースが多い。

○所有者等が特定されていない

- ・所有者等が死亡、行方不明、権利関係が複雑で相続人が多い。未登記。登記されていても相続手続きがされていない。
- ・所有者等が、生前から自身の死亡後に空家となることがわかっていながら、死亡前に相続相談をする意識が低い。どこで相談するかわからない。

○管理者としての意識が低い

- ・相続の権利を有していても、所有者や管理者としての意識が低い。日常的に維持管理する必要性の認識が不足している。高齢で判断できない。

○活用や除却の意向がない

- ・特に困っていない、面倒くさい、物置にしている、愛着がある、将来使うかもしれない、仏壇やお墓がある、先祖からの土地や建物を手放せない。

○所有者等の事情による問題

- ・共有名義や所有物件が複数あり意思決定に時間がかかる。所有者が市外や県外の遠方居住者で対応が進まない。除却すると借地権等の他の問題が発生する。

○他人に貸すことへの抵抗

- ・貸したことによってトラブルが起きることへの不安。

○情報不足

- ・活用の仕方がわからない。相談先がわからない。

○改修・除却費用を負担する余裕がない

- ・除却費が高い。高齢で費用がない。老朽化により、改修費用がかかる。

○保有コストの問題

- ・住宅を除却すると、固定資産税の住宅用地特例が適用されない。

(2) 地域

○所有者に働きかけることが難しい

- ・所有者の連絡先がわからない。近所づきあいもあり、問題にしにくい。
- ・保存活用できる（すべき）と思っても、どうしたらよいかわからない。

○情報不足

- ・地域としてどのように対応してよいか分からない。
- ・農地付きの空家など、対応が難しい。

(3) 行政

○空家等の把握が困難

- ・早期の段階で、空家等の情報を把握、収集することが困難である。

○体制が体系化されていない

- ・空家等の状態（迷惑をかけている相手や状況）によって、相談が寄せられる部署が異なってしまう。各課での情報共有できる体制が整っていない。

○助成制度の整備や周知の遅れ

- ・空家空地バンクや解体補助等の制度があるが、十分に市民に周知されているとは言い難い。

(4) 市場

○需要と供給のマッチングのずれ

- ・地域の特性上、一戸建て新築住宅や築年数が少ないアパート等への入居が好まれる傾向がある。改修により利用できそうな空家があっても活用されにくい。
- ・価格の妥当性、建築規模、間取り、立地環境、駐車スペース、水洗化設備等の不備により、新たな入居者が見つかりにくい。
- ・空家等へ入居することにより、町内会費の納入や町内行事への参加が負担に感じる。（アパートに住むよりも人付き合いが深くなる傾向があり、それを敬遠する方もいる。）

(5) 法制度

○建築基準法上、再建築等が困難

- ・接道要件、敷地規模等により、再建築等が困難な地区がある。

○固定資産税上の住宅用地特例

- ・空家を除却し空地にすると、固定資産税上の住宅用地の特例が適用されなくなり、固定資産税額が上がるため、除却に抵抗がある。

3. 問題点及び課題

(1) 防災・防犯上の不安

空家等が放置されていると、近隣住民の方は、防災・防犯上とても不安を感じます。特に、通学路や主要道路にある場合は、不安はさらに大きくなります。

(2) 周辺環境の悪化

空家等の敷地に雑草が生え、動物（猫やネズミ等）や害虫（シロアリやハチ等）のすみかとなって、近隣へ被害をもたらすことが心配されます。また、空家等の敷地内にゴミが不法投棄されることも懸念されます。

(3) 景観の悪化

近くを通る車や通行人が、管理不全の空家等を目にすることにより、その町内の印象が悪くなってしまうことが心配されます。

(4) 倒壊などによる事故の懸念

放置されたままの空家等は痛みも早く、積雪や強風等により倒壊する危険があります。また、屋根瓦やトタン等の飛散により、近隣住民の方がケガを負ってしまう危険もあります。

(5) 地元対応の限界

これまで寄せられた空家等の相談において、地元町内会や近隣住民の方が、除草や除雪等を協力して行っているものも少なくないことがわかりました。

しかし、近隣に迷惑をかけている空家等であっても、あくまでも個人の財産であることから、地元で対応できることにも限界があります。

第4章 空家等の具体的な対策

人口減少が進行し、空家等が今後も増加すると予想されるなか、管理が適切にされないまま放置された空家等は、防災、防犯、衛生、景観などの面において周辺環境に悪影響を生じさせる恐れがあります。また、空家等が増加することにより、地域コミュニティの衰退や市全体の活力低下が懸念されます。

こうした点を踏まえ、空家対策の推進にあたっては、

- ①空家等の適正管理
- ②空家等の発生の予防・利活用の推進

の2つの柱を基本に具体的な対策に取り組むこととし、さらに、所有者、市民、地域、事業者、行政等が相互に連携しながら推進していきます。

1. 空家等の適正管理

(1)空家等の把握

空家等の実態調査のほか、市民や民間事業者等の協力を得ながら、市内の空家等の情報を把握し、データベースを整備します。

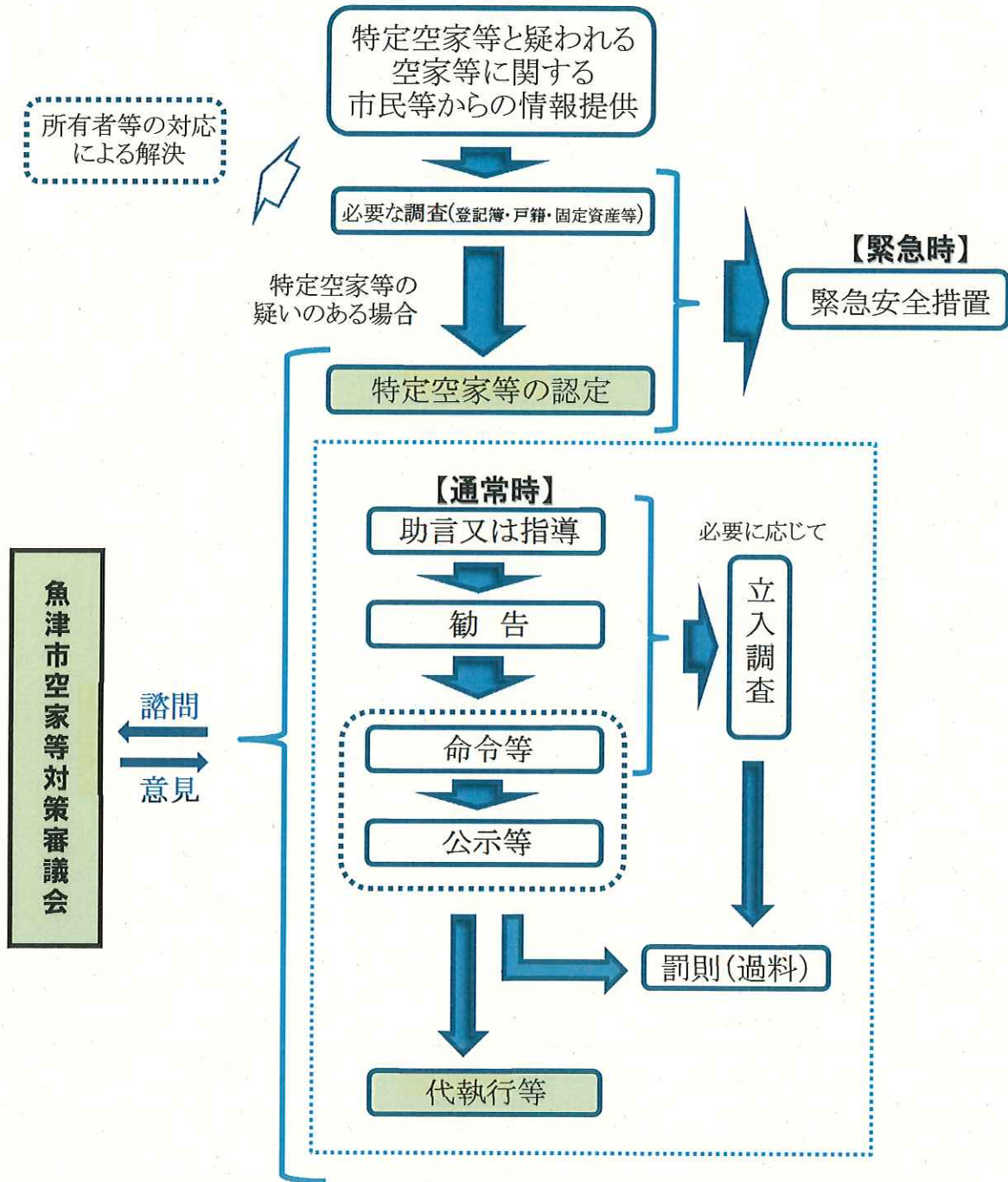
【適正管理に関する具体的な取り組み】

① 空家実態調査	平成 26 年度に市内全域で実施した空家実態調査を定期的に（5年に1回）実施します。
② 【新規】 空家等データベースの整備	平成 28 年度より、空家実態調査結果や市民からの情報提供をもとに、空家等や特定空家等のデータベースを整備します。 （このデータベースは、空家等の担当課のデータ管理及び庁内の関係各課とのデータ共有に用いるものです。個人情報であるため、厳重に管理します。）
③ 魚津市空家等対策審議会の開催	必要に応じて開催し、特定空家等の認定、措置の内容など、空家等の適正管理に関する意見を聴きます。

(2) 特定空家等の認定及び対処

近隣等から苦情が寄せられた空家等の所有者等に対して、適正な管理を促します。改善等の対応をしていただけない場合には、条例や認定基準等に基づき、魚津市空家等対策審議会の意見を聴いた上で、特定空家等に認定します。

また、特定空家等と認定された後、所有者等に対し、助言・指導、勧告、命令、代執行など必要な措置を講じることとします。



○特定空家等と疑われる空家等に関する市民等からの情報提供

市民等から、近隣で迷惑のかかっている空家等があるとの苦情等の情報が関係各課に寄せられることなどにより、市は、問題となっている空家の発見、把握をすることになります。

○必要な調査

空家等に関して生じる紛争は、話し合いや民事裁判により当事者間で解決を図ることが原則です。

しかし、当事者間の解決が難しい場合、市は、当該家屋について調査をします。条例により、当該家屋の固定資産税の納税義務者、登記簿上の所有者、戸籍上の相続の権利者等を調査することができます。しかし、これらの情報は、重大な個人情報にあたるため、情報提供者へ教えることはできません。

この場合は、情報提供を受けた部署において所有者等へ連絡し、近隣からの苦情等の情報を伝えて改善を促します。

○特定空家等の認定

所有者等へ改善を促しても対応していただけない、所有者等がわからないなど、そのまま放置することが不適切であると認められる場合、市は、特定空家等の認定基準要領(資料編 P.29~P.34 参照)のとおり、特定空家等の認定を行います。

なお、特定空家等の認定基準要領のとおり、特定空家等と認定する際は、審議会に意見を聴くこととしています。

○助言又は指導

空家等が特定空家等と認定された場合、市は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために「必要な措置」をとるよう助言・指導を行います。

なお、この「必要な措置」の内容は、特定空家等と認定する際に、審議会の意見を聴くこととします。

○勧告

市は、助言・指導をした後、特定空家等の状態が改善されない場合、必要な措置をとるよう勧告を行います。

なお、勧告により、固定資産税の住宅用地の特例が、翌賦課期日以降の年度から、廃止されることとなります。

○命令等

市は、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合、勧告に係る措置をとるよう命ずることとなります。

市は命令をする際、あらかじめ、所有者等に対し提出期限を記載した通知書を交付して、自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければなりません。また、命令をおこなった際は、標識を設置するなど、その旨を公示しなければなりません。

この通知書を受け取った者は、受け取った日から5日以内に、市に対して意見の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

この意見の聴取の請求があった場合、市は公開による意見の聴取を行わなければなりません。

○代執行

市は、命令を受けた者が期限までに命令に係る措置を履行しなかったとき、履行しても十分でなかったとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の規定により、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者にこの行為をしてもらうこととなります。

なお、代執行によりかかった費用は、命令を受けた者へ請求することとなります。

また、市は、代執行をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければいけません。

○緊急安全措置

市が、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため、緊急の必要があると判断した場合、「助言又は指導」「勧告」「命令等」「代執行」の手順は踏まず、建築基準法及び災害対策基本法の規定により、必要最小限度の措置を講じることとしています。

具体的には、飛散する可能性のある屋根をシート等で覆う、侵入防止のロープ等を設置することなどを想定しています。

○立入調査等

市は、上記の「助言又は指導」「勧告」「命令等」の施行に際し、必要な限度において、市職員又は委任した者に、空家等へ立ち入って調査をさせることができます。その際は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。

2. 空家等の発生の予防・利活用の推進、跡地利用の取り組み

空家等の中には、改修するなどして利用できるものも多くあると考えられます。空家等の発生を予防し、利活用を促進するため、以下のことをすすめます。

また、空家等の除却ばかりを進めた場合、結果的に空地が増え、それらの空地が適切に管理されない場合、新たな問題を引き起こしてしまうことも考えられます。そのため、跡地を管理不十分な空地のまま放置せずに良好な土地利用がされるよう促します。

◆所有者に対する働きかけ

空家等の所有者等に対し、空家バンク等の各種情報の提供、地域ではたらきかけなどを通して、活用意向の掘り起こしや動機づけを行っていきます。

◆地域やNPO法人等による利活用の促進

空家等が、地域のコミュニティ活動の場やNPO等に活用されることで、地域の活性化につながる事例が全国で報告されていることから、本市でもこうした利活用を促進します。

◆空家等の利活用・定住促進のための支援体制の整備

定年後や就職時において、都市部から地方へ移住したいと考える方の住居として、空家に一定の需要があるものと考えられます。

人口減少が本市の懸案事項となっている中、魚津市定住促進サイトと連携することなどにより、よい条件と思われる空家等を積極的に支援していける体制づくりを整備していきます。

◆密集市街地・狭隘道路対策との連携

密集市街地や狭隘道路に面している住宅へは、救急車等の緊急車両の進入が困難であり、火災時においては、延焼の恐れがあるなどの不安があります。

地域の安全性や住環境の向上の観点から、狭隘道路の通り抜けを確保し、適切な空地とするよう努めます。

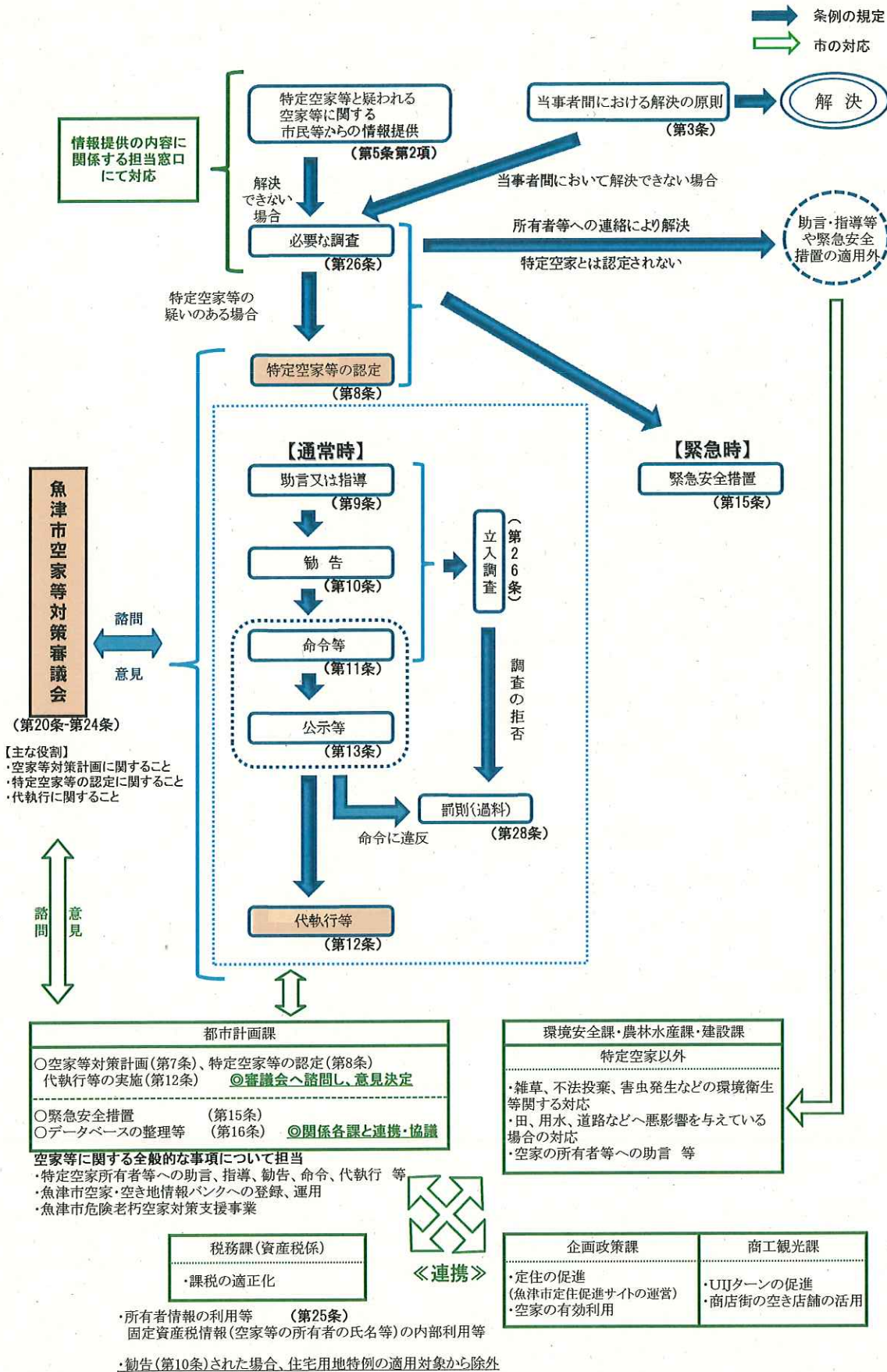
【利活用の推進、跡地利用に関する具体的な取り組み】

情報関係	空家・空地情報バンク制度 (平成 19 年度から)	市ホームページに、空家・空地の情報を掲載することにより、空家・空地の所有者と利用希望者との橋渡しを行います。
	住宅関連情報提供事業 (平成 2 年度から)	市地域建築組合で住宅相談所を開設し、住宅に関する専門的な事項についての無料相談を毎月行っています。 組合への委託料 30 万円/年
	広報やホームページなどによる所有者等への啓発	市で実施している空家等に関する事業や施策について、広報やホームページに掲載することにより、市民や所有者等へ広く周知し、空家等の適正な管理を促します。
		すべての固定資産納税通知書に空家に関する主な制度などについて記載したお知らせを同封し、市外に住む所有者等に対しても周知します。
所有者・取得者・利用者への助成	中央通りチャレンジショップ支援事業 (平成 13 年度から)	中央通り商店街の空き店舗を活用した「チャレンジショップ」にて新規出店する場合、家賃の一部を助成します。 月額 1 万 5 千円 (最長 12 ヶ月)
	木造住宅耐震改修支援事業 (平成 17 年度から)	一定の要件を満たす木造住宅の耐震改修工事費用の一部を補助します。 (最大 60 万円)
	転入者住宅取得支援事業 (平成 24 年度から)	転入予定者が住宅を取得する場合に補助します。
	【拡充】	平成 30 年度より、加算項目を拡充します。 中古住宅:住宅取得費の 2% (限度額 20 万円) 新築住宅:住宅取得費の 4% (限度額 40 万円) 子育て支援加算 10 万円、 三世帯同居・近居支援加算 10 万円
	若年移住者賃貸住宅補助 (平成 26 年度から)	U・I・J ターン者が県内企業に就職する場合、市内の賃貸住宅の入居費用や家賃の一部を助成します。
	創業者支援事業 (平成 27 年度から)	空き店舗等に入居して新規開業する方に対し、入居費等の一部を助成します。 入居費用助成 対象経費の 1/2

		(上限 25 万円) 家賃等助成 対象経費の 1/2 (上限月額 5 万円) 最長 12 ヶ月 改装費助成 対象経費の 1/2 (上限 50 万円 中心市街地の場合は上限 75 万円)
	空家取得支援事業	空家を新規に取得して住む者に対して、取得費の一部を補助します。(一律 20 万円)
	【拡充】 市内居住者住宅取得支援事業(平成 28 年度から)	市内居住者が土地を新規に購入し住宅を取得する場合に補助します。
	【拡充】	平成 30 年度より、対象を新築住宅に加え、中古住宅も対象とし、また加算項目も追加します。 中古住宅:住宅取得費の 1.5%(限度額 15 万円) 新築住宅:住宅取得費の 3%(限度額 30 万円) 三世帯同居・近居支援加算 10 万円
跡地利用	危険老朽空家対策支援事業 (平成 24 年度から)	市内の危険老朽空家の解体費の一部を補助することにより、跡地利用を促進します。 (1/3 限度額 30 万円)

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進に関する組織体制(運用フロー図)



2. 所有者等・市民・市の役割

本市においては、所有者等・市民・市が次のことに努めます。

所有者等

自らの責任において、空家等の適切な管理をします。

市民

安全で良好な生活環境の確保し、特定空家等と疑われる空家等を発見した場合は、市へその情報を提供します。また、市の実施する空家等に関する施策に協力します。

市

特定空家等の発生を未然に防止するとともに、空家等の適切な管理及び活用促進がなされるよう、法令や条例等に基づき、必要な調査や施策などを実施します。

3. 市民等からの情報提供への対応

◆市内の連携体制の整備

空家等の対策をすすめるには、多様なケースが想定されます。また、市民等から情報が寄せられる部署は、その内容により様々な部署が想定されます。（例：防犯・防災上の不安、道路を通行する上で危険、動物や害虫等の被害、農地への影響の心配等）

本市においては、空家担当部署を都市計画課とし、情報提供の内容によって関係各課と連携しながら対策できるような体制を整備します。

◆当事者間の解決の原則

空家等に関して生じる紛争は、話し合いや民事裁判により当事者間で解決を図ることが原則です。

◆必要な調査等

当事者間の解決が難しい場合、市は、当該家屋について調査をします。条例により、当該家屋の固定資産税の納税義務者、登記簿上の所有者、戸籍上の相続の権利者等を調査することができます。しかし、これらの情報は、重

大な個人情報にあたるため、情報提供者へ教えることはできません。

この場合は、情報提供を受けた部署において所有者等へ連絡し、近隣からの苦情等の情報を伝えて改善を促します。

◆特定空家等となる疑いがある場合

調査をしても所有者等が特定できない、所有者等へ意向確認をしても情報提供者が求める対応が期待できないなど、当該空家等がこのまま放置されたままでは、特定空家等となる可能性がある場合、相談を受けて調査を行った部署は、空家担当部署（都市計画課）へ連絡します。

◆特定空家等となる疑いがある空家等の情報提供を受けた場合

空家担当部署は、特定空家等となる疑いのある家屋の連絡を受けた際、特定空家等に該当するか審議会へ諮問する、立入調査を行う、緊急安全措置を講じるなど、適切に対応します。（第4章 P.10 フロー図参照）

4. 関係各課の連携

◆データベースの整理による、空家等の情報の共有化

G I S（地理情報システム）の利用により、空家等に対する苦情や情報のデータベースを一元化し、関係各課で情報を共有化することを目指します。

具体的には、雑草、害虫、不法投棄等の環境担当課への苦情等、通行への支障等の道路担当課への苦情等、農地への悪影響等の農業関係課への苦情等について、G I Sの利用により、同じ空家等に関する情報を、他の担当課と共有化できるようにします。

なお、このデータベースは重大な個人情報であるため、厳重に管理します。

◆再利用が可能、または可能でありそうな空家等について

定住促進、人口減少対策、U I Jターン、商店街等の空き店舗の活用等の担当課と連携することにより、空家の利活用を促進することを目指します。

具体的には、魚津市定住促進サイトと空家・空地バンクと連携します。

5. 計画の進捗管理と評価

本計画は、その策定過程が重要であると同時に、着実にすすめていくことが重要です。

本計画の策定、変更、計画に基づく政策の実施の際は、審議会へ意見を求めることとします。